

## 第22期第3回北海道連合海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月19日(木) 14時00分
- 2 開催場所 札幌市中央区北1条西6丁目  
ホテル札幌ガーデンパレス 4階 平安
- 3 出席委員 会長 工藤 幸博  
副会長 川崎 一好 濱野 勝男  
委員 阿部 国雄 岩田 廣美 大澤 晃弘  
福原 正純 横内 武久 須永 忠幸  
今 隆  
本間 靖敏 三宅 博哉 原口 聖二
- 4 欠席委員 國分 豊子 藤森 康澄
- 5 議事録署名委員 本間 靖敏 大澤 晃弘
- 6 議長 会長 工藤 幸博
- 7 事務局 事務局長 加藤 勇  
専門主任 佐藤 祐子 主事 荒野 拓弥
- 8 臨席者  
水産林務部 水産局長 古村 龍次  
水産局水産振興課 水産振興課長 津久井 潤  
同 課長補佐(環境保全) 加藤 健司  
同 環境保全係主査(被害対策) 仙庭 和弘  
水産局漁業管理課 漁業管理課長 近藤 将基

9 傍 聴 者

石狩後志海区漁業調整委員会	事務局長	岩田 直樹
〃	主事	廣瀬 萌花
檜山海区漁業調整委員会	事務局長	荒井 弘志
渡島海区漁業調整委員会	事務局長	神崎 哲郎
胆振海区漁業調整委員会	事務局長	松尾 仁
日高海区漁業調整委員会	事務局長	相川 英毅
	主事	奥野 功暉
釧路十勝海区漁業調整委員会	事務局長	村田 幸
根室海区漁業調整委員会	事務局長	松浦 謙二
〃	主事	内野 聖子
網走海区漁業調整委員会	事務局長	渡邊 修司
宗谷海区漁業調整委員会	事務局長	山本 重人
留萌海区漁業調整委員会	事務局長	相内 久史
石狩振興局産業振興部水産課	水産課長	蛭谷 勝浩

10 議題

- 議案第1号 北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示(案)について  
議案第2号 委員の辞任について

11 協議事項

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会総会に向けた要望事項について

12 報告事項

広域漁業調整委員会委員の互選結果について

13 議事の顛末

事務局長

ただ今から、第22期第3回北海道連合海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたり、工藤会長からご挨拶を申し上げます。

## 工藤会長

委員会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、何かと大変お忙しいところ、さらには、「まん延防止等重点措置」が適用されている中ではありますが、本日の委員会にご出席を頂き、誠にありがとうございます。

また、公務ご多忙の中、水産研究・教育機構水産研究センター及び、北海道水産林務部の方々には、ご臨席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本年は各海区委員会の改選の年に当たりまして、連合海区漁業調整委員会におきましても、新たに、各海区漁業調整委員会から選出の代表委員10名と、知事選任委員5名の方々が第22期の委員として決まったところでもあります。

本来であれば、第1回目の委員会において正副会長の互選を行うところでありましたが、新型コロナウイルスの影響により委員会を開催することが出来ず、書面開催にて正副会長の互選を行ったところであり、私が会長に選出されたところでもあります。大変微力ながら、今後、委員会運営に尽力をつくして参りますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

さて、今年の夏は、梅雨が明けました7月中旬より、全国的に猛暑となり、北海道も暑い日が続いており、また、線状降水帯による豪雨が各地で発生し、特に静岡県熱海では、生命・財産に甚大な被害が生じるなど、異常気象となっておりますが、被災された皆様方に心より、お見舞い申し上げます。

北海道の海でも、表面水温が平年よりも上昇しており、今のところ漁業への目立った被害は出ていないようですが、今後の影響注視が必要と感じているところでございます。

全道の浜では夏漁本番を迎え、ウニやコンブの水揚げが順調に行われており、日本海ではイカの水揚げもあったところではありますが、漁獲は極めて低調となっております。

また、道では、魚類等養殖検討会を立ち上げたと承知しており、各種養殖の取組が全道展開されることを期待しております。

本日の議案ではありますが、毎年、当委員会で発動しております「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示」に関する審議のほか、令和4年度の全漁調連中央要請に向けた、当連合海区の提案事項などに関しまして、協議して頂くこととなっておりますので、委員の皆様には、円滑なご審議をお願い申し上げます。開催の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく申し上げます。

事務局長

次に、本日、ご臨席いただいております、北海道水産林務部、古村水産局長から、ご挨拶をいただきます。

古村水産局長

ただ今ご紹介いただきました、水産局長の古村でございます。北海道連合海区漁業調整委員会の開催にあたりまして一言挨拶申し上げます。

工藤会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、日頃から水産行政の推進に当たり、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、皆様ご承知のとおり、昨年の本道の漁業生産は、秋サケやサンマが減少する一方で、ホタテガイが回復したことなどがありまして、数量では6年ぶりに110万トンを超えましたが、一方、コロナ禍による価格や需要の低迷がありまして、漁業生産額では約2000億円ということで、6年前の3分の2程度まで落ち込むなど、大変厳しい状況にあります。

道としましては、秋サケなど主要魚種の生産回復への対応はもとより、コロナ禍における経済的な影響を最小限に食い止めるための各種金融対策など経営支援に加えまして、栽培漁業のより一層の推進、特に本道に相応しい魚類等の養殖推進に向けた取組を展開する考えであるほか、先般、道庁若手職員が率先してプロジェクトチームを立ち上げまして、「浜の営業マン」として各地の浜の逸品を発掘し、道産水産物の販路拡大や消費回復に向けた取組を進めるなど、関係者が一丸となってさまざまな対策に取り組んでいるところでございます。

引き続き、委員の皆様にも、ご理解ご協力をお願いする次第でございます。

さて、本日の委員会では、会長のご挨拶にもありましたとおり、「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示について」をご審議いただきますが、近年、トドによる漁業被害はひと頃に比べますと減少傾向にあるものの、依然として、全道で5億円を超える被害が発生しております。こういったことから、本委員会での委員会指示発効は非常に重要なものとなっておりますので、ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

結びに、これから本格的に秋漁を迎えることとなりますが、今後の漁に期待するとともに、本年、本道では、オホーツク紋別での海難死亡事故を始め、各地で死亡事故が発

生しておりますので、海難事故にはくれぐれも留意され、豊漁となりますことをご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

#### 事務局長

古村水産局長、ありがとうございました。

続きまして、本日の出席者を紹介いたします。

本来であれば、改選後初めての委員会では、委員の皆様をご紹介するところですが、本日の委員会はウェブ参加の方もおりますので、次回以降の委員会で皆様がお揃いになりましたらご紹介することとしますので、ご了承願います。

それでは、関係機関の皆様をご紹介いたします。

(臨席者紹介)

以上で臨席者のご紹介を終わります。

それでは、この後の議事進行は、工藤会長にお願いします。会長、よろしくお願いいたします。

#### 工藤会長

それでは、初めに出席人数の報告をします。本日は、國分委員、藤森委員が所用のため欠席しており、結果、委員定数 15 名中、13 名の出席を頂いておりますので、委員会は成立します。

次に、議事録署名委員ですが、委員会規程第 6 条により、私から指名させていただきます。本間委員と大澤委員にお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。

議案第 1 号の「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示(案)について」を上程します。

初めに、被害状況や防止対策をはじめ、採捕数量の情報管理などを担当しています水産林務部から、現在の状況や、国から示された採捕可能頭数などの説明をお願いし、その次に、水産資源研究センターから、最近のトドに関する調査・研究の状況などの説明をして頂き、最後に事務局より、今年の「委員会指示(案)」の内容について説明をい

たしますので、全ての説明が終わってから、各委員からのご質問、ご意見等を頂戴しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に水産林務部から説明をお願いします。

#### 加藤課長補佐

水産振興課でトド被害対策を担当している加藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料に基づき、トドによる漁業被害、トドの採捕、並びに委員会指示に係る要請などについてご説明いたします。

まず、資料2の1をご覧ください。上の表は、振興局毎のトドによる漁業被害額の推移をまとめたものです。

被害額については、2013年度、平成25年度に約20億円近くの被害がありましたが、近年は減少傾向にあり、2020年度、令和2年度は、ほとんどの海区において昨年を下回り、本道全体で約5億5千万円の被害となっています。

次に、漁業被害の内訳とトドの捕獲数について、下の表でまとめています。

漁具の被害を直接被害として棒グラフ下の青で、漁獲物の食害や漁具損傷により休漁等を行うなどした間接被害を棒グラフ上の黄色で表示しています。

2020年度、令和2年度の青の直接被害が約1億72百万円、黄色の間接被害が3億78百万円で、いずれも昨年と比べ減少しております。

また、トドの採捕数は、赤の折れ線グラフで示しています。2020年、令和2年9月から2021年、令和3年6月までの間で、採捕限度枠523頭に対し、採捕頭数が486頭となっています。

2ページ目は、月別の採捕状況となっています。

年末から年明けにかけて、特に、2月、3月に採捕のピークを迎え、令和2トド年度においては、この2か月間で採捕数全体の約6割の282頭となっております。

次に、資料2の2をご覧ください。

令和3年度、トド年度におけるトドの採捕に関する委員会への要請文です。トドの採捕数の最高限度を553頭としています。これは、次のページ、2ページ目にある水産庁からの通知をもとに要請しています。

2ページ目の水産庁の通知をご覧ください。ここでは、トドの採捕数については、平成26年8月に策定した「トド管理基本方針」に基づき管理されていること、3ページ目以降に水産庁の「トド管理方針」がありますが、4ページ目に移っていただき、真ん

中あたりの「3. 基本的考え方」の(1)として、トドの絶滅の危険性がない範囲内でトドによる被害を最小化することを目標とすること、また、「4. 管理の目標」として、平成26年の方針策定から10年後となる令和6年度に、来遊個体群の個体数が現在の水準の60%となるまで減少させることとしており、これらを踏まえ、再び2ページ目の水産庁の通知に戻りますが、令和2年度クオータの未消化分37頭を加え、令和3年度は宗谷海区から青森県西部海区を538頭、根室海区の15頭、合わせて553頭が採捕可能頭数として水産庁から示されています。

なお、553頭には、青森県分も含まれていますが、これは青森県が採捕出来なかった場合、553頭全てが北海道の採捕枠となるということで、水産庁通知の上限553頭をそのまま、北海道分とさせていただいております。これは、昨年度も同様の考え方です。

なお、水産林務部としては、委員会指示の発出に伴い、適切な採捕頭数の管理を行って参りたいと考えておりますので、よろしくご審議願います。以上でございます。

工藤会長

ありがとうございました。

次に、水産資源研究センターから、最近のトドに関する調査、研究についてのご説明をお願いします。

磯野主任研究員

画面を共有したいと思いますので、少々お待ちください。

今、画面を共有したのですが、うまく共有されているでしょうか。

事務局

されております。

磯野主任研究員

ありがとうございます。

お世話になっております。水産研究機構の磯野と申します。よろしく申し上げます。水研機構からは、令和2年度の有害生物事業の中から、北海道におけるトド来遊状況についてご紹介したいと思います。

関連する調査項目といたしまして、航空機目視調査、上陸場モニタリング調査があります。

それぞれ、沿岸域の分布状況の把握、来遊期を通じた上陸状況の把握を目的としておりまして、標識個体の情報収集も行っております。先に、結果の概要を紹介させていただきます。

まず宗谷ですが、約 2000 頭の遊泳と上陸を確認しております。規模としては、前年度と同程度となっております。道央海域では、前年度までは祝津周辺での上陸と遊泳が多かったのですが、令和 2 年度は、祝津周辺の出現は少なく、代わって石狩の雄冬、送毛での出現が多く見られました。道南海域では遊泳がわずかでしたが、上陸頭数につきましては前年度より増加の傾向が見られました。

次に標識個体についてですが、標識から生まれた繁殖場が分かるのですが、サハリンを出生地とする個体が多く、過年度から繰り返し北海道日本海側に来遊する個体が多く見られております。

それぞれについて関連情報を含め紹介したいと思います。

まず、航空機目視調査の結果についてです。トドの多い 2 月に主に調査を行っております。調査海域といたしましては、北は宗谷海区から、南は白神岬まで、離島を含む沿岸域を調査対象としております。札幌の丘珠空港を起点に、1 日で北側、もう 1 日で南側を調査しています。

結果になりますが、令和 3 年 2 月 12 日は、北側の海域を飛行しまして、遊泳 42 群、142 頭、上陸は 2 か所で 47 頭を確認しました。特に離島周辺及び留萌から石狩にかけて遊泳個体を多く確認しました。

翌日の 2 月 13 日は、石狩川河口から道南海域を調査し、遊泳 6 群、26 頭、上陸は 1 か所、1 頭を確認しております。なお、前年度ですと、積丹半島の北側で非常に多くの発見がありまして、石狩湾での分布の中心が、前年度は祝津周辺でしたが、令和 2 年度は祝津から石狩の方に偏って分布しているのが確認されました。同様の傾向は、上陸場モニタリングでも確認されています。

11 月から 6 月にかけて上陸場モニタリング調査を行っております。日本海側の上陸場 5 か所で調査を行っております。地図にあります弁天島と石狩湾の 3 か所、蘭越にあります磯谷の合計 5 か所で調査を行っております。以前は尾花岬にも上陸していましたが、ここ 3、4 年まとまった上陸がありませんので、今回は割愛させていただきます。

方法ですけれども、それぞれの上陸場において、自動撮影カメラを使った調査を行っております。10 分間隔で朝から晩まで上陸場の写真を撮り続けるというのを調査期間中毎日行い、得られた画像を分析するということを行っております。弁天島では、ドローンを使った調査も併せて行っております。



結果になりますが、宗谷では約 2000 頭の遊泳、上陸を確認しており、これは前年度並みとなっております。道央以南では、50 から 100 頭規模の上陸を確認しております。右側のグラフにありますのが、観察頭数の季節的な変化を表しています。上から雄冬、送毛、祝津、磯谷となっております。横軸は日付、縦軸は観察頭数を示しています。石狩の雄冬では、最大 70 頭を確認しました。前年度は最大で 46 頭でしたので、前年度の 1.5 倍となっております。送毛では最大 104 頭で、前年度の 1.6 倍となりました。しかも、3月中旬以降にまとまった上陸が観察されまして、これは5月上旬まで続きました。

祝津では最大 54 頭で、前年度は最大 147 頭でしたので、前年度の 3分の1程度の上陸規模になっておりました。磯谷では最大 62 頭で、前年度は最大 39 頭でしたので、前年度よりも 1.6 倍多く確認されました。

先ほどの航空機調査と同じように、祝津周辺での減少が目立ちまして、その代わりに石狩周辺で多く確認されております。その要因といたしまして、餌生物の分布の影響を考えております。この年の祝津周辺のニシン漁獲量は前年度より減少しておりまして、一方で、留萌などで増加し、漁期も遅く、3月に入っても例年より多い漁獲があったと聞いておりますので、送毛でのこういった遅い時期までの上陸は、餌生物との関連が考えられます。磯谷においても例年より多い上陸が見られましたが、後志南部でも多くのニシンやマダラが漁獲されたと聞いておりまして、こちらも餌生物との関連を考えております。

ただし、このような上陸状況ですが、道庁さんがまとめていらっしゃる、漁業者さんによるトドの目視頭数との関係を見ても、地域によっては一部合致しない所もありまして、例えば、後志南部では、漁業者さん目視による頭数は少ないのですが、上陸場では多くの個体が見られたということで、なぜそのような食い違いが生じたのか、今後お話を伺って現場とのギャップを埋めていきたいと考えています。

次に標識個体についてです。標識はロシア繁殖場で実施されています。地図のロシア海域の丸で示している場所がトドの繁殖場です。ここで生まれた直後、新生子の時に個別の番号を焼印されます。平成 29 年度までに、約 1 万頭に実施しています。参考までに、標識個体の写真を載せております。ちょっと見にくいのですが、ゲーの 456、ゲーというのはロシア文字で、サハリン生まれであることを示しており、9才のオスであることがわかっています。こういった番号の再確認によりまして、出生地、性別、及び年齢情報を得ることができます。また、個体ごとの出現状況を整理することが可能となっております。

上陸場モニタリングでは、道央以南で40頭以上を発見しました。出生繁殖場を調べますと、サハリンがほとんどを占めています。サハリンの東側の海岸にチュレニー島というところがあるのですが、そこを出生地としています。そして、オホーツク北部の繁殖場、千島南部の繁殖場を出生地とする個体も見られています。

また、下の表に、確認場所、確認日数、過年度出現状況をまとめておりますが、雄冬から磯谷までのさまざまな上陸場を利用する個体がいること、それから、過年度は弁天島を含め、道央以南に出現しております、繰り返し北海道日本海側に上陸しているということがわかっています。このような情報を海域ごとに蓄積しております、来遊群としての特徴や来遊起源について調べております。このため、上陸場モニタリングのほか、採捕で死亡した個体や混獲で死亡した個体からも情報を集めています。混獲などで死亡した標識個体の情報を漁業者さんからもいただくことがありまして、大変感謝しております。以上、簡単ではありますが、トドの来遊状況を標識個体の情報も含め紹介いたしました。

#### 工藤会長

ありがとうございました。

次に、事務局から、「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示（案）について」を説明させます。

#### 事務局長

それでは、事務局から本年度の「とどの採捕に係る委員会指示（案）」につきまして、ご説明いたします。

先ほど、水産振興課の方からも説明がありましたが、この委員会指示は、道からの要請に基づき、とどの被害防止を図る目的などから、毎年発動しているものであります。

委員会指示の内容につきましては、昨年度から変わっているところがございませんので、簡単に説明させていただきます。

はじめに、資料1の3、A4版横の「委員会指示の対照表」をご覧ください。下線を引いた箇所が変更箇所となりますが、ご覧のとおり、漁業法改正に伴う条項の変更、委員会指示の発動日、採捕の期間、指示の有効期間及び会長の変更以外は、昨年と同じでございます。委員会指示の発動日は、当委員会で決定された後、事務決裁を行い、その決定日をもって日付が入ります。この内容を反映しました本年度の委員会指示の全文については、資料1の1となりますので、ご覧願います。

この本文のうち一部について、説明させていただきます。それでは、指示本文の、第6及び第8、第15の規定をご覧いただきたいと思います。

初めに、第15の規定であります。承認の取扱は、「事務取扱要領」に定められております。このため、第6の規定の承認数の制限及び第8の採捕数の制限につきましては、この後説明するその事務取扱要領の中で、承認や採捕の上限頭数を定めております。

それでは、その取扱要領をご覧頂きたいと思います。資料1の4、A4版横の「事務取扱要領対照表」をご覧ください。「第6 採捕数の制限」ですが、昨年の523頭から、今年は553頭に変更となっております。その他は年月日の変更及び会長の変更以外の内容の変更はございません。

続きまして、資料1の2「承認事務取扱要領」の本文をご覧ください。委員会指示第6の承認数の最高限度は、取扱要領の第5で定めており、承認数は、昨年度と同じ111件となっております。なお、昨年度の承認実績は96件となっております。また、委員会指示の第8の採捕頭数につきましては、取扱要領第6に、北海道から要請のあったとおり、553頭としております。

最後に、資料1の2の取扱要領3ページ以降に申請書等の様式を添付しておりますが、こちら昨年と同様となっております。内容は変わりありませんので、後ほどご覧願います。

以上で、とどの採捕にかかる委員会指示（案）の説明を終わります。

## 工藤会長

一通りの説明が終わりましたので、委員の皆さんから、ご意見、ご質問を頂きたいと思っております。なお、議事録作成の都合により、発言される委員におかれましては、事務局がマイクをお渡ししますので、それから、発言をして頂くよう、お願いします。

それでは何か、ご質問、ご意見等はございませんか。

## 本間委員

漁連の本間でございます。令和3年度のトドの採捕可能頭数が553頭のうち、根室海区の15頭で、過去からずっと15頭で固定されておりますが、一昨年、羅臼の方でもかなりの被害がありまして、その年によって被害額は若干違うのしょうけれども、15頭では根室海区としては被害が減らないのではないかという声が漁業者の方からも出ておりまして、調査等を踏まえた中でのこの数字なのだと思うのですが、今後は漁業被害と絡め合わせた中で、必要に応じて頭数の見直しを、科学的データに基づいて柔軟に

対応していただきたいと思ひまして、この間の検討の状況等がもしありましたら教えていただきたいと思ひます。

津久井課長

水産振興課長の津久井です。

まず、このトドの採捕枠につきましては、冒頭に加藤からの説明でありましたとおり、平成26年に日本海の資源状況、これは繁殖地であるサハリンのチュレニー島についてですが、見直しを行ったところ、平成25年までは250頭だったものが倍の501頭まで増えてございます。この時に根室海峡も併せて見直しされるべきところではあったのですが、根室海峡に来遊するトドにつきましては、千島列島が繁殖地であり、別の系群であるということで科学的データがなかったことから、平成26年に見直しされず、従来どおりの15頭のままとしたということでございます。

いずれにいたしましても、令和2年度、根室海峡の被害額は23%減の1億3000万円ということで、1億円以上の被害が出ていることから、水産庁に見直しするように働きかけているところでございます。

平成26年の計画策定時には、10年をスパンとするということで、次の切り替えは令和6年の予定となっておりますが、羅臼を含む根室管内の被害状況が改善されておられませんので、計画期間の前倒しをするということで、水産庁は5月に検討会を立ち上げて、見直しについてデータ集めですとか、知床自然遺産の関係も含め、科学的根拠に基づいた見直しをするように取組を進めているところでございますので、道といたしましても、引き続き見直しについて働きかけて参りたいと思っております。

工藤会長

本間委員さん、よろしいでしょうか。

本間委員

はい。

工藤会長

他にございますか。

今委員

関連いたしまして、羅臼の件でございますが、私どもは、宗谷から松前さくらまでの日本海側の19の組合で組織しております日本海沿岸漁業振興会議において、トドの問題も含め協議しているところでございますが、羅臼、そして標津の組合長さん方から、世界遺産ということもあり、難しい問題ではあるけれども、なんとか便宜を図ってもらえないかということで、2年前から、オブザーバーとして同じ悩みを共有しながら一緒に取組んでいるところでございますので、そういうことも含めまして、私からも再検討をよろしくお願いいたします。

津久井課長

はい。承知いたしました。

工藤会長

そのほか、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

特に、ご意見等はないようなので、原案のとおり委員会指示を発動することを決定して、よろしいですか。

委 員

(異議なしの声)

工藤会長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、議案第2号「委員の辞任について」を上程いたします。事務局から説明させます。

事務局長

議案第2号につきまして説明させていただきます。

お手元に配布しております資料3の1の辞任届のとおり、令和3年7月3日付けで、知事選任委員である國分豊子委員から、北海道知事に対して、一身上の都合により、委員を辞任したい旨の届出がありました。

一身上の都合について確認させていただいたところ、令和3年5月に開催されました北海道漁協女性部連絡協議会の役員改選に伴い、会長職を降りられたこと、また、全国の漁協女性部連絡協議会の役員も降りられることから、連合海区委員も辞任したいとのことでもあります。

次に資料3の2をご覧ください。漁業法の関係条文について説明させていただきます。改正前の漁業法では、委員の辞職の制限第96条「委員は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。」と規定されておりましたが、改正後の漁業法では、委員の辞任第141条「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」と改正されております。

以前は、辞職が正当な理由によるものかどうかを委員会において審議しておりましたが、改正後の漁業法においては、正当な理由がある時は同意を得て辞任することができるとなっておりますことから、審議内容につきましては、同意の判断をすることとなります。説明については以上であります。

工藤会長

説明が終わりましたので、委員の皆さんから、ご質問、ご意見などはございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

特に、ご意見等はないようなので、國分委員の辞任について、当委員会として同意することよろしいですか。

委 員

(異議なしの声)

工藤会長

それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、協議事項の「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会総会に向けた要望事項について」を事務局から説明させます。

## 事務局長

それでは、「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会総会に向けた要望事項について」を説明いたします。資料は4の1及び4の2となります。

この要望につきましては、毎年、全国の各海区委員会が要望提案を行い、所属するブロック会議で協議し、ブロックごとに要望事項を取りまとめ、全漁調連に提案し、その後、全漁調連の理事会等に諮られ、5月の総会議決を経て最終決定されます。

その後、6月の中頃に全漁調連の役員により関係省庁などへ要請を行っているものがありますが、今年についても新型コロナウイルスの影響によりまして、総会については書面開催、要請についても書面による実施となっているところであります。

また、北海道は東日本ブロックに所属しておりますが、今年の東日本ブロック会議は東京都での開催が予定されており、そこで提案させて頂く予定となっておりますが、これも新型コロナウイルスの影響により、書面開催に変更となる予定となっております。

それでは、要望事項の案につきまして説明いたします。資料4の1は東日本ブロック会議の事務局の指定様式となっております、要望に至った経緯と要望内容を記載しておりますが、この場での説明につきましては、資料4の2の参考資料を見ながら、説明させていただきます。

資料4の2をご覧くださいと思います。左が、今年中央要請した要望項目となり、下線部が、当委員会の要請が反映された箇所となっております。また、右の欄は、今回提案する内容となっておりますのでご覧ください。

まず、一つ目は、クロマグロ資源の適正利用についてであります。今年については、マグロの資源管理を協議するWCPFCの北小委員会がいまのところ開催されておりましたが、今後とも、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠された場合の国内配分については、沿岸漁業に配慮した枠配分とするよう要望するものであります。

二つ目は、公海におけるサンマ等の資源管理措置についてであります。こちらは、低迷が続く我が国周辺海域のサンマ資源に影響を及ぼしていると考えられる公海における外国船のサンマの漁獲について、資源評価に見合う漁獲規制を要望するものであります。

今年の国際会合で、各国の国別配分は合意にいたっておりませんが、今後、早急に実効性のある資源管理措置ができるよう我が国の強い指導力を引き続き発揮するよう要請するものであります。

三つ目は、沿岸資源の適正な利用についてであります。国は改正漁業法に基づきまして、TAC 管理を基本としたところでありますが、個別魚種の TAC 設定には高い精度の資源評価が必要なほか、沿岸漁業は多種多様な漁法で漁獲しており、数量管理には馴染まないことなど、本道漁業者等の理解が得られていない状況等にあります。

このことから、新たな資源管理の検討に当たっては、既に関係者が連携して実施している自主的な資源管理措置を尊重し、TAC ありきの取り進めではなく、漁業現場の実情に即した資源管理を基本とするなど、十分な配慮を求めるものであります。

また、スケトウダラをはじめとする TAC 魚種の資源管理において、資源調査方法の見直しなど、改善と充実を図り、精度を高めるよう要望するものであります。

更に、新たな TAC 対象魚種の設定にあたっては、資源評価の精度を十分に高めた上で、関係漁業者等の理解と協力が得られるまで説明と協議を尽くすこととし、期限ありきの拙速な取り進めは決して行わないことを求めるとともに、TAC 管理を実際に開始する際には、生物学的な要因のみで TAC 数量を一方向的に決定することなく、漁家の経営が成立するための経済的・社会的要因等を考慮・反映したものとすよう要望するものであります。

最後に四つ目となりますが、例年行われております、地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保のため、操業条件の緩和と国による支援並びに積極的な外交交渉を行うことを要望するものであります。要望事項については以上であります。この要望につきましては、各海区からの要望を踏まえ、当連合海区で取りまとめたものであります。説明については、以上であります。

工藤会長

説明が終わりましたので、委員の皆さんから、ご質問、ご意見などはございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長



ご質問等が無いようですので、本件については、当委員会から全漁調連の要望事項として、東日本ブロック会議に提案することで、よろしいですか。

委員

(異議なしの声)

工藤会長

それでは、その様に決定させていただきます。

なお、要望事項については、今後、東日本ブロック会議や全漁調連の理事会等において審議されることとなりますが、要望事項としての採択の可否や文言修正が出てくることが考えられますので、その場合の対応については、私に一任頂くことでよろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

工藤会長

それでは、その様に決定させていただきます。

最後に、報告事項として、「広域漁業調整委員会委員の互選結果について」事務局より説明をお願いします。

事務局長

報告事項につきまして説明させていただきます。お手元に配布しております資料5をご覧ください。道からの通知文でございますが、これは漁業法152条に基づき設置されております広域漁業調整委員会委員の任期が今年の9月末までとなっていることから、次期委員の推薦依頼が国、水産庁から道にあり、道が関係海区委員会へ委員の互選について依頼を行い、このたび互選の結果の通知があったものであります。

互選の結果についてですが、太平洋広域漁業調整委員会委員に釧路十勝海区漁業調整委員会の川崎委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会委員に檜山海区漁業調整委員会の工藤委員が選出されたところであります。

なお、委員の任期については、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間となっております。報告案件の説明については以上であります。

工藤会長

ただ今、事務局から報告案件の説明がありました。この件に関し何かございますか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

ご質問等が無いようであれば、これで本日の議案についてはすべて終了いたしました。委員の皆様から、この機会に何か、ご発言等はありませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

特に無いようでございますので、以上を持ちまして、本日の委員会を閉じたいと思います。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議を頂き、ありがとうございました。

また、水産研究・教育機構 水産資源研究センター、水産林務部関係課の皆様、また古村水産局長には、最後までご臨席賜り、ご説明やご指導を頂きまして厚くお礼を申し上げます。

北海道でも、まだ残暑の厳しい日々が続きますが、新型コロナウイルス感染症対策など、委員の皆様には、体調管理には、十分にご留意願いたいと思います。

また、浜ではこれから、秋サケ定置など、秋の盛漁期を迎えますが、海難事故には、十分注意するよう、浜へのご指導をお願い申し上げます。

最後になりますが、委員各位のご健勝をご祈念し、また、大変微力ではありますが、当委員会委員として務めて参りたいと思いますので、委員の皆様にはご協力をお願い申し上げます。本日の委員会を閉めさせていただきます。ありがとうございました。

(14時58分終了)

以上、委員会の顛末を記録した事実と相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

北海道連合海区漁業調整委員会 会長

議事録署名委員

議事録署名委員